**平成２９年１０月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成29年10月25日（水）　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、瀧本朝光委員、佐々木美穂委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、後藤由多加教育課副課長兼指導主事、大竹建治生涯学習係長、

奥村裕学校教育指導員

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

　　（１）真鶴町いじめ防止基本方針について

指導主事　　　　　　資料１についてご説明します。もともと平成26年に策定いたしました。その基となったものが、国のいじめ防止基本方針です。その国の基本方針が作成から３年ということで改定され、それを受け県も改定を行い、町も改定を行うということです。そういった背景については、目次のはじめの部分に記載しました。また添付の資料に県の基本方針の改定案があります。県の方もまだ最終的には確定していませんが、そこに向けた改定案はほぼ完成に近いものですので、こちらを参考に町のものを作成しました。１、２ページは目次です。新しい記載については網掛け、アンダーラインで表示しています。削除した部分は二重線を引いています。はじめにという部分で改定の流れ等について、文言の追加等を行っています。今回の改定については、かなり分量がありますので、細かな文言の修正は説明を省かせていただきます。４ページをご覧ください。２番です。いじめに対する基本認識の部分、四つ目の中黒について、前回は所属集団の構造上の問題であるとなっていましたが、学級や部活動等という文言を加えました。所属集団をより具体的にする意味での文言追加です。５、６ページをご覧ください。いじめ対策の基本理念については前回と同様で、文言の修正のみです。大きく修正がありましたのが、４番のいじめ防止等に関する対策の基本的な考え方の（１）いじめの未然防止についてです。前回までの早期解決という言葉ではいじめがなくなったという判断が早くなってしまいます。実際にはそんなに簡単になくなるものではなく、継続的な見守りと指導が必要です。今回はその文言が解消という言葉に代わりました。また、いじめを許さない文化という文言を加えました。これまでは土壌という言葉を使っていましたが、夏の人権講演会での講師の方のお話に、いじめは許さないといった文化を作る必要があるというものがありました。せっかくいただいたお話でしたのでそういった文言とさせていただきました。その下の部分、大きく追加のある部分は県の基本方針からのものです。家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて。“「いのち」を大切にするこころ”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育みますと言った文言です。これについてはこどもの人権意識を育てる内容となっています。二つ目と三つ目は子どもたちのいじめへの対応する力について記述しています。読み上げます。学校は、子ども一人一人が、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めます。学校は、子どもが抱えている人格形成の問題やストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対応できる力とそのもととなる性格形成等を様々な場面で育みます。そういったいじめへの対応力というところで盛り込みました。四つ目です。学校は「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けます。こちらは横浜市で福島県からの転居してきたお子さんに対するいじめの事案がありました。それを受け、教育長会議の中で申し合わせ事項を作成し、その内の二つ目にいじめ防止について児童生徒が積極的に関わる取組みをしていこうという記載があり、そういったものが反映されています。六つ目です。子どもが、自分の存在が大人から認められていること、大切にされていることを認識できることが重要です。そのためには、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、大人は子どもを支えていく姿勢を示します。学校教育だけではなく、社会教育、家庭教育の大人が子どもを育てていくという部分の連携をここに盛り込んでいます。八つ目です。幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、取り組みます。ここにつきましては幼児期からの継続的な指導が必要であろうということで盛り込んでいます。（２）の部分で、ここにありました早期対応・早期解決については先ほどのご説明と同じように削除しました。いじめの把握についても迅速なという文言と、情報の共有についての文言を盛り込んでおります。ここにつきましては先生方のいじめ問題に対応する力、意識向上を図ることなどを念頭に文言を盛り込みました。教職員は、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、児童生徒指導及び教育相談に係る資質や能力の向上を図ります。二つ目は途中からです。子どもが困ったときに相談しやすい仕組みやいじめに対する声を上げやすい環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応します。特に教職員は、子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識をもって対応を図ります。学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。町は、国や県と連携して、社会全体で子どもをいじめから守るため、地域、家庭をはじめ町民全体に対して、子どもの「いのち」を守る意識を持って取り組むよう、いじめに関する啓発を行います。このような文言を新たに書き加えました。二つの項目を削除しましたが、全体からなくしたのでなく、まず二つの内、学校はいじめられた児童生徒に対する登下校時や休み時間、清掃時間などの安全の確保を図りますといった部分は（３）の四つ目に加えました。またその下の学校は、いじめた児童生徒に対しても、これからの育ちがより良い方向に進むよう指導し支えるという考えに基づき、家庭と協力していきますという部分については、（４）のいじめの解消に加えて対応しました。いじめへの早期対応の部分です。ここにつきまして、一つ目です。学校は、子どもたちが安全に安心して生活する環境をつくります。二つ目です。学校及び学校の教職員は、本人や周囲からいじめとして相談があった場合等在籍する子どもがいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともにという文言と、子どもたちへの支援を適切かつ迅速にといった文言を加えております。ここにつきましては「迅速な対応を」といったところを盛り込んでおります。三つ目はチームで組織的に対応を行うといった内容を強調し追加しております。四つ目については、いじめへの対応が組織として徹底されることを強調しています。読み上げます。いじめがあることが確認された、あるいは、いじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、登下校時や休み時間、清掃時間などの安全の確保を図るなど、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保しますといった言葉で表しております。最後の項目はインターネットを使ったいじめについて記載しています。暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。四つ目としまして新たな項目となります、いじめの解消についてです。ここについては、子どもたちの状況を継続的に捉え、いじめの再発を防ぐことを目指して設けました。一つ目です。いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言と支援を行います。今申し上げた中にあった「いじめ」という言葉を使わず指導することもあるといった部分について、法に定義されているいじめとは、一定の関係性のある子ども同士の中で行われた物理的なものや言葉などの中で不快に感じたものをいじめと判断します。これについて額面通りに考えると様々なものが当てはまってしまいます。例えば親切心から行った行為であっても、嫌だなと感じてしまったら法的にはいじめに当ってしまいます。一生懸命に何かに取り組んでいる場面で親切心から手伝ったとしても、自分が一生懸命にやっていることに手を出されると嫌だというようなことがあった際に、先生は一生懸命にやっているから見守ろうといった趣旨で指導を行いたいと思います。その際に、法に基づいていじめであると表現して指導を行うと、せっかく親切心から行った行為に対して今後躊躇してしまうと思います。そういったケースについてはいじめといった言葉を使わずに指導するということで解釈していただければと思います。続きです。学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。以前から町の方で議題になっています、判断力や行動力に対して、いじめを行っているまたはされているように直接関わっている子どもだけではなくても周りにいるだけで関わっているのだという部分でしっかりと指導していくといった内容です。その次の項目です。学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるように指導します。その次四つ目です。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を、日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、一定期間の観察とともにいじめの再発を防ぎます。これに関しては、解消といった部分で非常に大事な部分だと思います。特に真鶴町は幼小中の12年間で子どもを育てると考えていますので、小学校であれば６年間の情報共有は当然ですが、それが中学校に続いてくように、また幼稚園であった出来事も必要なものは引き継いでいくように、12年間の継続的な支援と指導をここで図っていくというようなことを意図しています。５番の家庭・関係機関・地域との連携です。一つ目です。家庭は、子ども一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとのコミュニケーションをとることが大切です。学校は、いじめの問題をよりよく解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組みます。学校及び学校の教職員は、いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心安全な学校生活が送れるよう適切な助言や支援を行います。学校及び学校の教職員は、いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。こういった部分で学校と家庭との連携体制を大切にして指導をしていこうという部分を盛り込んでいます。特にいじめに関する事案では、一方だけの対応では解決しないことがほとんどです。家庭と連携、協力しながら指導していくということを大切にしていきたいと考えています。９ページをご覧ください。町教育委員会や学校は、家庭や地域と協力し、子どもが地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広く大人から認められているという思いを得られるような体験活動や地域交流学習、ふるさと教育等を工夫します。ふるさと教育等といった部分については真鶴町の特色を表す部分ですので、あえて追記しました。そういった部分で子どもたちが町の中、地域の中で大切に育てられていくということを記載しています。続きまして10ページ以降、大きな項目３番、基本的施策・措置についてです。町が実施する施策について、10ページは細かな文言の修正となっています。11ページをご覧ください。（４）人材の確保及び資質の向上についてです。いじめの相談に対応するため、校内における身近なという言葉を追加しました。なぜかといいますと、子どもの最も頼れる場所として、今機能している一つとして、小中学校に「心の教室」があります。その相談の中で、担任や部活の顧問には言えないけど、外部の相談機関に言うのには抵抗があるようなことを聞いて欲しいということで、身近な相談機関として相談があります。実際に９件ほど相談があったという報告を受けました。非常に効果的な場所として認識しています。（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進です。特に一番上と最後の項目ですが、ここは真鶴町の取組みとして、スマホ等によるいじめ基本方針またはスマホ等の決まりということで、保護者へ発信しています。こういったところを活用していじめ対策を行おうということで記載しています。この部分はまだ具体を記載しておりません。具体の中身は、この後学校で作成される学校のいじめ基本方針の中で作られる部分になります。その後につきましては文言の修正となっています。13、14ページです。町教育委員会が実施する措置としまして、（１）いじめの未然防止のための措置です。五つ目をご覧ください。ここにつきましては、学校の先生方が子どもたちと向き合う体制がとれるようにということで文言を追加しました。家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教員が行う業務の明確化等により、教職員が児童・生徒と向き合い関わる時間を増やしますという文言を入れています。（２）いじめの早期発見のための措置ということで、三つ目をご覧ください。これまでの基本方針の中では、まなづるっ子サポート連絡会議が、まなづるの子のためのＳＯＳレターを実施するとしていましたが、先ほどの説明にもあったように、実際にいじめを把握している状況に対して、「心の教室」や保護者に話すといった、双方向のやり取りの中で、子どもが悩みを相談しているという実態があります。また、町以外のところで、県立総合教育センターの相談事業として24時間子どもＳＯＳダイヤルがあります。また、総務省の人権擁護局事業として、子どもの人権ＳＯＳミニレターがあり、毎年子ども達へ配布しています。そのようなところで、他機関との連携を図ることで、十分対応可能だと思います。あえて町のＳＯＳレターをここと置き換えることできると感じました。ただ、必要に応じて町教育委員会が主体となり、事実関係を確認するためのアンケートを実施するなど、状況を見ながら対応していきます。15ページをご覧ください。学校評議員会や学校関係者評価委員会等において、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めることができるよう支援します。学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校の評価に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行います。先ほどの学校関係者評価などの取組みの中で小学校や中学校がいじめに対してどのように取り組んでいるのかといった部分をしっかりと発信し、評価できるように町として指導・助言を行っていこうと考えています。続いて16ページです。学校が実施する措置としまして、（１）学校いじめ防止基本方針の策定です。新たに盛り込んだ部分はより丁寧な説明が必要かと思います。これについては直接学校に説明に行く必要があると考えています。特に、三つ目の学校いじめ防止基本方針を定める意義は次のとおりと記載のある部分です。学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。二点目です。いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。三点目です。いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。今後作成いただく、学校いじめ防止基本方針ですが、ただ作成するのではなく、その目的や活用の仕方について、どのように活用していくのかなどを学校で考えていただくためにこの文言を入れました。（２）です。文言として短いのですが、三つ目に「議論し」という言葉を入れました。この部分ですが、来年度から小学校で道徳が教科として始まります。その道徳が考え議論する道徳とされています。いじめの未然防止として子どもの道徳心を育てていく必要があるだろうと考え、そこに記載のあるものと関連させ、追加させていただきました。学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。子ども達への指導とともに特に配慮が必要な子どもへどのように対応していくのかという部分についても十分に議論していただきたいということ盛り込んだものです。19、20ページです。二つ目です。いじめに係る情報を適切に記録しますという文言です。これまで特に設けていませんでしたが、記録にしっかりとっていこうということです。五つ目、七つ目、八つ目は先ほど読みあげた中で似ているものがありますので読み上げませんが、いじめ問題について、継続的な指導、支援をしていきましょうという趣旨で盛り込んだものです。一番下の丸です。これについてはインターネットのいじめに関するものです。ここについては先ほども読み上げた中にもあったように、今後増えてくると予想される部分ですので重大な問題だと思っています。20ページです。（６）学校評価における留意事項という項目を新たに設けました。先ほどお伝えしましたとおり、これが社会に開かれていくといった部分で、学校評価に盛り込んでいただきたいという趣旨で記載されています。21ページです。重大事態への対処ということで、真ん中の町教育委員会およびといった部分です。これまで重大事態かどうかは基本方針の中では学校が判断するとしていました。しかし、本町は学校と教育委員会がいろいろな情報を共有し、連携を密にしています。そういった部分で、学校だけに判断させるのではなく、教育委員会も協議した中で、判断を行い、安易な判断を避けるために、教育委員会を加えさせていただきました。26ページです。いじめ防止等を推進する体制の学校におけるいじめの防止等のための組織、（１）組織の設置についてです。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となりますというところです。特に今回の改定では、組織的な対応ということに重きを置かれており、この部分にもその言葉が入ってきました。その組織的な部分がしっかりと機能しているのかを確認する関係で、町教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行いますといった文言を追加しています。組織の構成員としましては、新たに教育相談コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを加えました。主な改定のポイントについては今ご説明した部分となります。

教　育　長　　　　　今ご説明いただいた内容の大きな項目でご質問等伺います。まず、大きな項目のはじめにという部分と、基本的な考え方について、３ページから９ページまでの内容でいかがでしょうか。

委　　　員　　　　　先ほど教育長のお話の中で、改定のポイントを添付して送るとのことでしたが、それがこの資料でしょうか。

指導主事　　　　　　さらにまとめたものを送付します。

委　　　員　　　　　県と国の違う部分について、いじめの定義ですが、本人がいじめだと感じたものについてはいじめと認識するという部分が、神奈川県独自と捉えていますが、先ほどお話のあったいじめの解消の部分で、いじめという言葉を使わずに指導を行うこともできるということですが、指導主事のおっしゃっているケースは非常によくわかるのですが、もしかするとその定義と矛盾してくることがあるのではないかと思いました。子どもや保護者がいじめと認識し、教師の判断で親切心としたときに、いじめという言葉を使うかどうかが悩むのかなと思いました。国でのいじめに当たるかどうかの判断については、心身の苦痛を感じているものと限定して解釈することがないように努めると記載してあります。つまり、なんでもかんでもいじめだと認識するのではなく、それがいじめかを判断をするという内容だと思います。その判断は表面的でも形式的でもいけないということで、先ほどの親切心の事例をおっしゃったと思いますが、それに対して、神奈川県と同じ文言を加えたときには、矛盾が生じるかなと感じました。

指導主事　　　　　　国の方針は県と町と同じです。大事なのはそれに対して教職員がきちんと指導を行うことだと言われています。ただその際に、すべていじめという言葉を使って、指導することが適切ではないという場合があると思います。そのためにこういった内容の追加が追加されています。

委　　　員　　　　　例えば具体的な例として、子どもがいじめられたと感じる事態があったとします。保護者と一緒に学校に来て、いじめられたと感じた側と相手の子どもの両方の話を聞いたとします。話を聴いた段階で、学校ではいじめではないと判断したとします。その時に保護者と子どもはいじめだと強く主張していれば、学校側の判断と保護者側の認識に相違が生まれると思います。

指導主事　　　　　　その時点で、学校がいじめと判断していないのが間違いです。その段階ではいじめと判断しますが、指導の中でいじめという言葉を使うかどうかの問題です。一方がいじめだと認識している時点で、それはいじめであるというのが法律での判断です。ただ、それがどういった意図のもとで行われているのか、調べた上で、指導の中でいじめという言葉を使った方がいいのかを検討し、いじめという言葉を使わずに指導を行うことができるというような内容です。保護者や子どもがいじめだと言ってきたものに対して、いじめではないということは基本的にないのが法の解釈です。

教　育　長　　　　　整理しますと、保護者や子どもがいじめを受けたと言ってきたときは、いじめと判断して対応について動き出し、それが例えば親切心でやったというような場合には、いじめという言葉を使わずに指導を行うということです。

指導主事　　　　　　子どもに対して、それはいじめだから止めようと言った指導を行うのではなく、あなたが思いやってしたことだけど、相手はこう感じているので、こういう風に変えていこうねと言ったように指導を行ってよいということです。そこであえて、いじめといった言葉は入れなくてもいいということです。

教　育　長　　　　　いじめとしてスタートしたのに、親切心から出ていた場合などには、あえていじめという言葉を使わずに指導しなくてもいいということですね。そのケースは分かりますが、いろいろなケースが出てくることが考えられます。先ほどのケースでも混乱しやすい部分として、いじめとして対応がスタートしたのにいじめという言葉を使わずに指導をするといった部分が分かりづらく、場合によって混乱を招くかもしれないと感じました。保護者はいじめと言ったのに、学校はいじめとして捉えていないという印象を与えてしまうかもしれません。この部分では難しいと思いました。確かにそのケースは考えられますが、あくまで一つのケースであり、この方針の中に一つのケースのみに対応する文言を入れると、他の人が読むと誤解を生むかもしれません。前段は問題ないと思います。７ページの（４）の一つ目の文章の、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもありますという部分の文言を考えなくてはいけないと思います。委　　　員はどうお考えですか。

委　　　員　　　　　先生方が指導といった際に、子どもへの指導が強い印象となっていると思いますが、いじめ事案のときは保護者も大きく関わってきます。保護者、子どもが居てそこに教員が指導に入ることになります。それがちょっとこじれた場合には両方の保護者がいる場合があります。そういった時に、学校で調べると明らかに親切心であると分かったのですが、子どもがいじめであると強く認識している時に、いじめという言葉を使わずに指導できるのか、また、学校でいじめですと言い切れるのかという部分が非常に難しいのかなと思いました。文言が具体的すぎるのかなと感じます。

指導主事　　　　　　国のいじめの解釈は社会通念上のいじめと記載しています。継続的にある特定の子どもに対して複数でいやがらせを行うことなどをいじめと認識するケースが多いのですが、法の下では些細なことも全ていじめと判断されます。それもすべていじめという言葉で指導してしまうと、子どもたちはいじめに対して、過敏になってしまうと思います。ここで言いたいのはそこの区分けについてです。明らかにやったことは適切ではない時にでも、全ていじめと言ってしまうのではなく、いじめと言わずにその行為を改善していく指導を行うというところで、こういう表現になっていると思います。国の方の基本方針にも出ている表現です。

教　育　長　　　　　学校や町民に出したときに、特に学校では国や県、町の方針を重要な資料としていきます。その時にこれは解釈に幅があり、指導主事の想定と異なる解釈ができるような文言だと思います。子どもや保護者の思いと学校の認識にズレが出てしまう事が考えられます。保護者や子どもと学校の認識の間にズレが出てきた場合に複雑な問題になる場合があります。解釈によってはそういった方向に向かう危険性があるかもしれないと感じました。

学校教育指導員　　　いろいろ解釈される可能性がある際には避けるべきだと思います。この文を活かす方法を考えていましたが、社会通念上のいじめという言葉を使ってはいかがでしょうか。あくまでも指導する側のことなので、いじめをされたほうは、いじめとして報告されますし、調査にもカウントされます。したほうには、いじめといわれるものになってしまったけれども、社会通念上のいじめではないよねということだと思います。

教　育　長 　もしこの文言を活かすのであれば、社会通念上といった文言を加えるということですね。

学校教育指導員　　　そうすれば解釈は限定できると思います。

委　　　員　　　　　県のいじめ基本方針では欄外に説明があるので、それを加えてもいいのかなと思います。

教　育　長　　　　　県の資料の７ページ（４）の説明の２番について例えばの部分です。委員は町の方と矛盾するとおっしゃっていましたが、こういうのを入れることによって正しく理解されると思いますか。

委　　　員　　　　　「子どもが謝罪し」などの文言で、対応自体が限定されてしまうこともあると思います。改定のポイントを添付するとおっしゃっていたことにも関連しますが、基本方針は本当に基本のものでいいと思います。いじめといわれるものは本人がいじめといっているからいじめですよということで、押し通すしかないと思います。それに対して違う捉え方をされるような内容を加えると、いじめられた子どもにとっては自分が言ったことを否定されたと感じると思います。国も県も町も法令で本人が言ったらいじめなんだよと限定していった方がいいのかなと思います。学校に判断を任されることの難しさが出てくると思いました。

教　育　長　　　　　この案だと対応のスタートはいじめと捉えます。ケースに応じて、途中でいじめという言葉を使わずに指導してもいいということですが、ここが難しいと思います。事例に応じていじめという言葉を使わないと判断していいということが分かりにくくなるかもしれません。学校教育指導員から社会通念上のという文言を追加してはどうかと案も出ました。今回はこの部分について、非常に重要な案件ですので、この場で結論は出しません。事務局で再度検討したものを11月定例会にて再度協議します。先に進んで、大きな項目３番の基本的施策・措置について、ご質問やご意見があれば伺います。

委　　　員　　　　　基本的施策・措置ということで、町が実施する施策が記載されていて、町教育委員会があり、学校の記載があります。11ページのインターネットの部分には主語が学校となっています。これは学校が実施する部分に記載するべきなのかなと思いました。それか、この部分は町が実施するものとして主語を変えるのでしょうか。

教　育　長 　11ページの（５）の一つ目の部分です。事務局からいかがでしょうか。

指導主事　　　　　　育てるのは学校ですが、それを動かしていくのは町になると思いますので、町と学校はという形で記載します。

教　育　長　　　　　それではそのように記載してください。事務局に伺いたいのですが、ここでいう町は教育委員会とは別だと考えていいのでしょうか。教育委員会は別として考えるということでいいのか。単純に町と学校、教育委員会と分けることに疑問を感じます。

指導主事 　県の記載で、地方公共団体としてではなく、県全体としてという標記になっています。町全体としてという文言にすれば先ほどの部分も意味が通るのかなと思います。

教　育　長　　　　　具体的にどこをどう変えますか。

指導主事 　県にならって、10ページの町が地方公共団体としてという部分を町全体としてという記載にすれば、主語が町地方公共団体とはならないかなと思います。

教　育　長 　10ページの１番の町が地方公共団体として実施する施策の記載を町全体として実施する施策に変えるということです。そうすると次の13ページの町教育委員会がという部分はどうなりますか。

指導主事 　県の表記にならうならば変更はありません。県の記載でも県全体としての記載と県教育委員会の記載になっています。

委　　　員　　　　　　県の場合は、県の次に市町村があり、その次に学校があります。それをふまえて県全体と記載していると思います。しかし、町の次には市町村はありません。学校は２校あるのでいいと思います。しかし、そこで敢えて全体としてという文言は使わなくていいのかなと感じました。

教　育　長　　　　　10ページの１番は町というより町教育委員会の内容となると思います。いわゆる町部局というより町教育委員会の内容だと感じます。

指導主事　　　　　　１番と２番をまとめて、町教育委員会が実施する施策・措置ということで項立てを行います。

教　育　長　　　　　一緒にしたほうがいいかもしれません。委員さんはそれでよろしいか。

全委員 　（了承）

教　育　長　　　　　再度訂正します。10ページの１番を町教育委員会が実施する施策・措置とします。

指導主事　　　　　　15ページの内容は10ページと同様に法第17条令関係なので、10ページ（３）に盛り込みます。

教　育　長　　　　　10ページ（３）を活かし、15ページの（６）の内容を盛り込むということです。委員の皆さんよろしいですか。

全委員　　　　　　　（了承）

教　育　長　　　　　その他にありましたらお願いします。

委　　　員　　　　　19ページの網掛けしていないところの５番目、いじめを行った子どもの部分で、県でも同じ文言を使用していますが、正常な学校生活という言葉よりも、健全なとか、平常なといったものに変えた方がいいと思います。

教　育　長 　事務局いかがですか。

指導主事 　国の調査も同じく正常なという文言で提出されるので、こちらは適切かと思います。

教　育　長　　　　　この正常は内容的にはどのような意味合いになるのですか。

指導主事　　　　　　この文言からいくと、児童生徒が安心して安全に暮らせる状況を示していると思います。

教　育　長　　　　　委員はよろしいですか。

委　　　員　　　　　はい。

教　育　長　　　　　他にはいかがでしょうか。21ページ以降、28ページまでいかがでしょうか。質問がないようですので協議を終わります。全体をとおして委員さんからはいかがですか。

委　　　員　　　　　土壌の部分を文化に置き換えたのは、すごく真鶴らしさが出ていいと思います。文化なので、自分たちで作っていく、学習してよりよくしていくといった意味を含んだ言葉だと思います。土壌というと規定のものがある印象ですが、それをより学んで自分たちで作り上げていくという意思が見えます。ぜひそういう話を改訂のポイントを渡す際に出していただきたいと思います。

　また、組織で対応していく際に大事なのが情報の共有化だと思います。学校の中で情報を共有していくことはすごく大変であるし、その情報の中のどういう指導を行っていくかという部分を共有していくことが、組織として動くことに繋がると思います。ぜひそういった大事な言葉について、改訂のポイントとして具体的に進めていくことを伝えていただきたいです。

教　育　長　　　　　今のご意見は事務局の方でしっかり受け止めてください。本日は採決をとりません。次回事務局より再度提案していただき、その案についてご協議いただきまして、最終的に全体の採決を取るという形で進めていきたいと思います。この町のいじめ防止基本方針は、国や県の方針を受け、町で改定し学校に繋げるという意味では、いじめの防止や対応の一番基本的な部分になります。これについて、各委員さんから学校での子ども達や指導の様子というのをふまえながら、ご意見いただけたことに感謝申し上げたいと思います。次回に引き続いて協議を行います。

教　育　長　 　以上で協議事項を終わります。報告事項についてお願いします。

報告事項　　　　資料に基づき、平成29年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰について及び施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教　育　長 　以上をもちまして10月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。